

市内中小企業者の皆様へ



みよし市

中小企業奨学金返還支援補助金

～さらなる従業員の確保に取り組みませんか～

みよし市では、奨学金を支払っている従業員を支援している中小企業を対象に、補助金を交付します！！

■補助額：支払った奨学金返還のための手当等の50%

※支援対象者1人につき、最大8,500円/月

■補助対象期間：支援対象者へ手当等を支給した日から最長5年間

【補助対象事業者の要件】

- ① 市内に事業所を有し事業を行っている中小企業者
- ② 奨学金の返還を支援する制度を設けていること

※事前に補助対象事業者として市に登録する必要があります。

【支援対象になる方の要件】

- ① 大学等の在学中に奨学金を借り入れ、返還が必要な方
- ② 市内の事業所に配属されている方（正規・非正規雇用の別は問いません）
- ③ 補助金を申請する年度の3月31日時点で35歳未満の方

愛知県の「中小企業人材確保奨学金返還支援事業補助制度」を活用することで、より長期に補助を受けることも可能です。

補助金の利用を検討する際は、一度下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

みよし市 市民経済部 産業振興課

〒470-0295 みよし市三好町小坂 50 番地

TEL (0561) 32-8015 FAX(0561)34-4189

E-mail sangyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp

